

令和元年度指導監査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室

令和2年1月31日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考	
特別養護老人ホーム(9施設) 養護老人ホーム(3施設)	令和元年6月～ 令和元年9月	打田皆楽園 (紀の川市)	(1)人事・職員処遇等について	・人権擁護に関する研修を1年に1回以上実施すること。	1	1	100%	指摘事項なし 1施設
			(2)施設運営等について	・運営規程に緊急時等における対応方法に関する記載が漏れているので修正すること。	1	1	100%	
		カルフル・ド・ルポ印南 (印南町)	・栄養士が配置されていないので配置すること。	1	1	100%		
			カルフル・ド・ルポ印南ヌーヴォ (印南町)	・夜勤時間帯の介護職員、看護職員の配置は人員基準による職員数を確保すること。	1	0	0%	
		橋寮 (海南市)	・勤務表は施設ごと作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。	6	6	100%		
			・入所者にサービスの提供により事故が発生したときは、速やかに市町村等に報告を行うこと。	1	1	100%		
		長寿荘 (有田市)	・事故発生の防止のための職員研修を1年に2回以上実施すること。	1	1	100%		
			(3)施設・設備等について	・静養室に物品等が置かれ使用できないため、整理し、静養室として使用できるようにすること。	1	1	100%	
		南紀園 (太地町)	・面談室が他の用途に使用され設置されていないため、面談室を確保すること。又、設備の変更届を振興局健康福祉部へ提出すること。	1	1	100%		
			(4)入所者の処遇について	・入所者の健康診断を1年に2回以上実施すること。	1	1	100%	
		南風園 (海南市)	(5)防災対策について	・消防訓練(消火・避難訓練)を年2回以上実施し、避難訓練については1年に1回夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。	1	1	100%	
			・リネン室の扉が撤去されているので修繕し、夜間は施錠すること。	1	1	100%		
		虹 (みなべ町)	(6)利用料等について	・入所者の入院等の費用の算定期間中に入所者のベッドを短期入所生活介護に利用する場合、入所者の同意を口頭により得ていたが、今後は入所者の同意を得た旨を記録すること。	3	3	100%	
			・個別機能訓練加算は訓練の実施時間を記録すること。	1	1	100%		
		広川苑 (広川町)	・経口維持加算(I)を6ヶ月を超えて算定する場合は、入所者の同意を得ること。	1	1	100%		
			・栄養マネジメント加算は、低栄養状態のリスクの高い者に対するモニタリングはおおむね2週間ごとに行う必要があるため、モニタリングの間隔を見直すこと。	1	1	100%		
美山の里 (日高川町)	・介護職員処遇改善加算の対象に専従の介護支援専門員を含めていたため、過去5年分を精査し、実績報告に変更がある場合は、振興局健康福祉部に提出すること。又、賃金改善総額が介護職員処遇改善加算の額を超えていない場合は、介護職員に追加支給を行い、報告すること。	1	1	100%				
	ももの里 (紀の川市)							
友愛苑 (九度山町)								
合計数		12施設	6項目 24事項	24	23	96%		

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。

令和元年度指導監査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室

令和2年1月31日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考	
介護老人保健施設 (2施設) 介護療養型医療施設 (1施設)	令和元年7月 ～ 令和元年9月	奥クリニック (紀の川市)	(1)施設運営等について				指摘事項なし 1施設	
			・勤務表は施設ごとに作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にすること。	1	1	100%		
			・提供した介護サービスの具体的な内容等の記録を整備すること。	1	1	100%		
			・事故発生の防止のための職員研修を定期的に1年に2回以上実施すること。	1	1	100%		
		セントポーリア (田辺市)	・災害対策推進員(衛生管理推進員)を任命したことが確認できないため、辞令を交付等すること。	2	2	100%		
		やよい苑 (岩出市)	(2)施設・設備等について					
			・サービス・ステーションに物品等が置かれ使用できないため、整理し、使用できるようにすること。	1	1	100%		
		(五十音順)	(3)入所者の処遇について					
			・入所者の状況に応じた褥瘡予防の計画を作成すること。	1	1	100%		
			(4)利用料等について					
・退所者の退所後30日以内に従業員が退所者の居宅を訪問等し、居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録しておく必要があるが、漏れていたため、今後は漏れなく記録すること。	1		1	100%				
	・初期加算は、医療保険適用療養病床から転棟した場合は、医療保険の入院日数を30日から控除して得た日数に限り算定すること。	1	1	100%				
	・療養食加算に関し医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供していないため、介護報酬を自主返還(過誤調整)し、返還完了後報告すること。 又、過去5年間を自主点検し、結果を報告すること。なお、返還を要するものは介護報酬の自主返還(過誤調整)を行い、返還完了後報告すること。	1	1	100%				
合計数	3施設	4項目 10事項	10	10	100%			

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。